

## 第IV章 環境影響評価項目の選定

## 第IV章 環境影響評価項目の選定

### IV-1 環境影響要因の把握

「第II章 都市計画対象事業の目的及び概要」において示した事業計画内容に基づき、本事業の実施に伴う工事の実施及び存在・供用時の環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出すると、表IV-1.1に示すものがあげられる。

工事の実施時における環境影響要因としては、雨水の排水、造成工事、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行（以下、「資材等運搬車両の運行」という。）があげられる。なお、これらのうち、切土の搬出、盛土の搬入に係る車両の運行については、その台数が多いことから、道路沿道における大気汚染、騒音・振動等の影響の検討について特に配慮する必要があると考えられる。

土地又は工作物の存在及び供用時における環境影響要因としては、敷地の存在（土地の改変）、住居・建造物の存在、施設の存在、大規模商業施設・流通業務施設の営業があげられる。なお、これらのうち、大規模商業施設の営業については、施設に到場する車両が多く、影響も多年にわたることから、道路沿道における大気汚染、騒音・振動等の影響の検討について特に配慮する必要があると考えられる。

表IV-1.1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	影響要因の区分	環境影響要因	備考
工事の実施	工 事	雨水の排水	雨水排水に伴い濁水が流出する可能性があるが、仮設沈砂池等を設置し、土粒子を沈降させて排水する。
		造成工事	切土量は 88,000 m <sup>3</sup> 、盛土量は 329,000 m <sup>3</sup> 。30,000 m <sup>3</sup> が地区外に搬出され、271,000 m <sup>3</sup> が搬入される。
		建設機械の稼働	土地は平坦であり、通常の造成工事等で使用される機械が稼働する。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	土砂の搬出搬入車両台数は最大 15,610 台/年である。
土地又は工作物の存在及び供用	存 在	敷地の存在（土地の改変）	水田、畑地、宅地等が、住居系、商業系、流通業務・住居系の土地利用に変化する。
		建造物の存在	住宅、商業施設、道路、調整池等が出現する。
	供 用	大規模商業施設の営業	商業系地区にモール型ショッピングセンターが誘致される。 延床面積：約100,000m <sup>2</sup> 駐車台数：約 4,000台
		流通業務施設の営業	流通業務・住居系地区に流通業務関係の施設が誘致される。

## IV-2 環境影響評価項目

環境影響要因ごとに調査、予測及び評価の項目（以下、「調査項目」という。）を抽出し、本事業の実施による環境影響の程度の概略検討及び影響を受ける対象事業実施区域周辺の地域特性を考慮して、調査項目を選定した。環境影響要因と環境影響評価項目の関係を表IV-2.1、選定した環境影響評価項目を表IV-2.2に示す。

表IV-2.2 選定した環境影響評価項目

区 分	環境影響評価項目
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染、騒音、振動、水質汚濁、水象
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物、生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景、人と自然との触れ合いの活動の場
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土

表IV-2.1 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境影響評価項目		環境影響要因	工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		
			雨水の排水	造成工事	建設機械の稼働	資材等運搬車両の運行	存在		供用
							敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	大規模商業施設等の営業
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染	二酸化窒素			○	◎			◎
		二酸化硫黄							
		浮遊粒子状物質			○	◎			◎
		粉じん等			○	○			
	悪臭								
	騒音			○	◎			◎	
	空気振動								
	振動			○	◎			◎	
	水質汚濁	水質	△						
		地下水水質							
		水底の底質							
	水象					△			
	地盤沈下								
	土壌汚染								
地形・地質									
日照阻害									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物	陸上植物				○			
		陸上動物				○			
		水生生物				○			
生態系					○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景					○	○		
	人と自然との触れ合いの活動の場					△	△		
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土		○					○	
	大気汚染物質・水質汚濁物質								
	温室効果ガス等								

注) ○：環境影響評価を標準的に行うもの。  
◎：影響の程度が大きいと考えられるため、調査、予測・評価を重点的に行うもの。  
△：影響の程度が比較的小さいと考えられるため、調査、予測・評価を簡略化して行うもの。

### IV-3 環境影響評価項目の選定理由

環境影響評価項目として選定した理由を表IV-3.1(1)、(2)に、また、選定しなかった理由を表IV-3.2に示す。

表IV-3.1(1) 環境影響評価項目として選定した理由(1)

環境影響評価項目	選定した理由
大気汚染	<p>工事の実施においては、建設機械の稼働及び資材等運搬車両の運行に伴う排出ガス（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）、粉じん等の影響が考えられる。特に、土砂の搬出搬入車両台数は最大15,610台/年であり、大気汚染の影響が懸念される。</p> <p>存在・供用時においては、大規模商業施設、流通業務施設の営業に伴い当該施設を利用する自動車の走行による自動車排ガス（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の影響が考えられる。特に、大規模商業施設については、延床面積：約100,000㎡、駐車台数：約4,000台が計画されており、大気汚染の影響が懸念される。</p> <p>以上により、大気汚染を環境影響評価項目として選定する。  <small>（注：「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいい、基本的に「降下ばいじん」を対象とする。）</small></p>
騒音	<p>工事の実施においては、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の影響、資材等運搬車両の運行に伴う道路交通騒音の影響が考えられる。特に、土砂の搬出搬入車両台数は最大15,610台/年であり、騒音の影響が懸念される。</p> <p>存在・供用時においては、大規模商業施設、流通業務施設の営業に伴い当該施設を利用する自動車の走行による道路交通騒音の影響が考えられる。特に、大規模商業施設については、延床面積：約100,000㎡、駐車台数：約4,000台が計画されており、騒音の影響が懸念される。</p> <p>以上により、騒音を環境影響評価項目として選定する。</p>
振動	<p>工事の実施においては、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の影響、資材等運搬車両の運行に伴う道路交通振動の影響が考えられる。特に、土砂の搬出搬入車両台数は最大15,610台/年であり、振動の影響が懸念される。</p> <p>存在・供用時においては、大規模商業施設、流通業務施設の営業に伴い当該施設を利用する自動車の走行による道路交通振動の影響が考えられる。特に、大規模商業施設については、延床面積：約100,000㎡、駐車台数：約4,000台が計画されており、振動の影響が懸念される。</p> <p>以上により、振動を環境影響評価項目として選定する。</p>
水質汚濁	<p>工事の実施においては、工事中の雨水排水に伴い排水先河川等において水の濁りの影響が考えられるため、水質（浮遊物質）を環境影響評価項目として選定する。</p> <p>なお、存在・供用時においては、生活排水は整備する公共下水道に放流するため、公共用水域への放流はない。</p>
水象	<p>土地の存在（土地の改変）により雨水の流出状況が変化するため、水象を環境影響評価項目として選定する。</p>
植物・動物	<p>土地の存在（土地の改変）により植物の生育地、動物の生息地の消失、生息・生育環境の変化が考えられるため、植物及び動物を環境影響評価項目として選定する。</p>
生態系	<p>土地の存在（土地の改変）により植物の生育地、動物の生息地の消失が考えられ、その結果、地域を特徴づける生態系が変化することが考えられるため、生態系を環境影響評価項目として選定する。</p>

表IV-3.1(2) 環境影響評価項目として選定した理由(2)

環境影響評価項目	選定した理由
景観・風景	存在・供用時における敷地の存在及び構造物の存在により、景観・風景の変化が考えられるため、景観・風景を環境影響評価項目として選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	存在・供用時における敷地の存在及び構造物の存在により、人と自然との触れ合いの活動の場の利用への影響が考えられるため、人と自然との触れ合いの活動の場を環境影響評価項目として選定する。
廃棄物・発生土	工事の実施においては、造成工事による建設廃材等の廃棄物及び残土の発生が考えられること、また、存在・供用時においては、大規模商業施設、流通業務施設の営業に伴い廃棄物の発生が考えられることから、廃棄物・発生土を環境影響評価項目として選定する。

表IV-3.2 環境影響評価項目として選定しない理由

環境影響評価項目	選定しない理由
悪臭	当事業では悪臭が発生する施設は計画されていないため、悪臭を環境影響評価項目として選定しない。
空気振動	当事業では空気振動(低周波音)が発生する施設は計画されていないため、空気振動を環境影響評価項目として選定しない。
地盤沈下	当事業では地盤沈下を引き起こす要因の一つである地下水の汲み上げは行わない計画であるため、地盤沈下を環境影響評価項目として選定しない。
土壌汚染	当事業では土壌汚染の原因となる有害物質を取り扱う施設は計画されていないため、また、現在及び過去の土地利用形態は農業及び住居としての利用であり、表土の搬出に伴う搬出先での土壌汚染はないと考えられるため、土壌汚染を環境影響評価項目として選定しない。
地形・地質	対象事業実施区域には、注目される地形・地質は分布していないため、地形・地質を環境影響評価項目として選定しない。
日照障害	当事業では日照障害を生じさせるような高層建築物、構造物等は計画されていないため、日照障害を環境影響評価項目として選定しない。
大気汚染物質・水質汚濁物質	当事業では大気汚染物質を大量に排出する施設は計画されておらず、また、生活排水は公共下水道に放流するため、大気汚染物質・水質汚濁物質を環境影響評価項目として選定しない。
温室効果ガス等	当事業では温室効果ガス等を大量に排出する施設は計画されていないため、温室効果ガス等を環境影響評価項目として選定しない。